

「学校いじめ防止基本方針」

市川三郷町立 市川東小学校

(平成30年10月改訂)

目 次

I	いじめ問題に関する基本的な考え方	—	2
	1	いじめの定義	2
	2	いじめに関する基本的認識	2
II	いじめ対策の組織	—————	3
	1	「いじめ対策委員会」の構成員	3
	2	「いじめ対策委員会」の組織	3
III	未然防止	—————	3
	1	校内の指導体制	4
	2	家庭との連携	5
	3	関係機関との連携	6
IV	早期発見	—————	6
	1	教職員のいじめに気づく力を高める	6
	2	いじめが見えにくいのは	6
	3	いじめの態様	7
	4	早期発見のための手立て	7
	5	相談しやすい環境づくりを進めるために	8
	6	地域の協力を得るために	9
V	早期対応	—————	9
	1	いじめ対応の基本的な流れ	9
	2	いじめ発見時の緊急対応	10
	3	いじめが起きた場合の対応	10
	4	ネットいじめの発見と対応	12
	5	重大事態の発生と調査	12
	6	迅速に対応するために	12
VI	その他の留意事項	—————	13
	1	組織的な指導体制	13
	2	校内研修の充実	13
VII	いじめ防止指導計画の作成	—————	14

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうることであり、どの子供も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命または心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

とりわけ、未然防止としての「いじめを生まない土壌づくり」のためには、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等に日々取り組んでいく必要がある。

いじめ防止対策推進法13条の規定及び国・県のいじめ防止等の基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定する。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。（法第2条）。なお、おこった場所は、学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当する否かを判断する。

2 いじめに関する基本的認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑨は、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは被害者・加害者という二者択一の認識のみでなく、同一人物が被害者にも加害者

にもなり得る場合がある。

- ⑥ いじめはその行為の態様により暴行，恐喝，強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑧ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑨ いじめは学校，家庭，地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし，一体となって取り組むべき問題である。

Ⅱ いじめ対策の組織

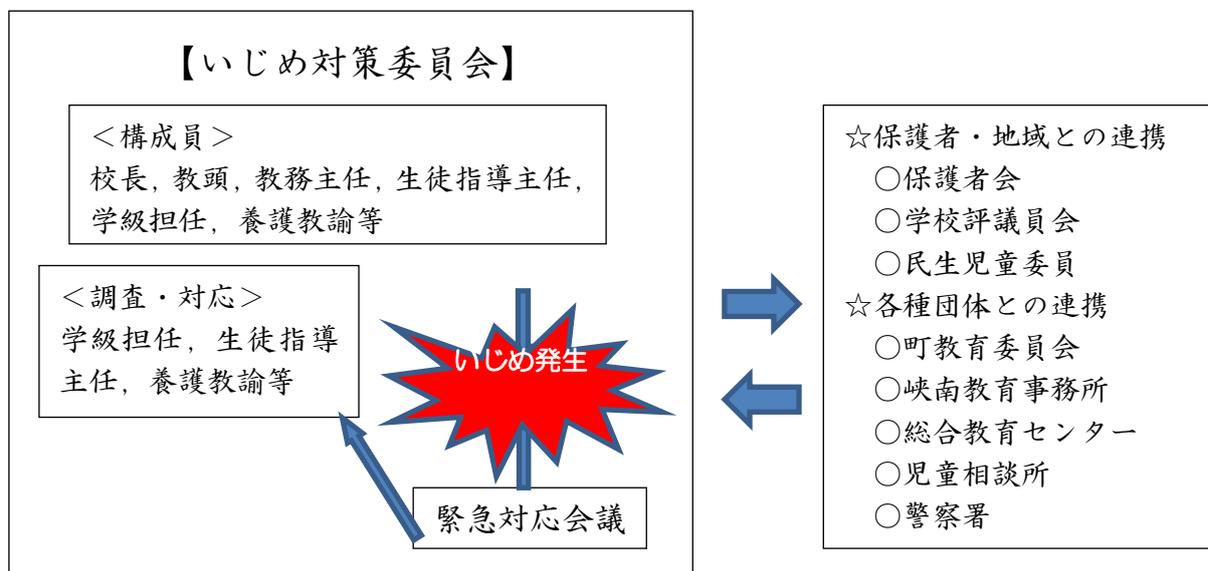
いじめ問題への取り組みにあたっては，学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち，学校全体で組織的な取り組みを行う必要がある。そのためには，早期発見・早期対応はもちろんのこと，いじめを生まない土壌を形成するための未然防止の取り組みを，あらゆる教育活動において展開することが求められる。

そこで，いじめ問題への組織的な取り組みを推進するために，毎月の定例職員会議での情報交換後に「いじめ対策委員会」を必要に応じて開催する。また，この委員会を中心に，教職員の共通理解の推進と学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また，組織が有効に機能しているか，定期的に点検・評価を行い，児童の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開する。本校においては，「いじめ対策委員会」の充実と，児童や保護者に対する相談時間を確保するため，積極的な業務改善に取り組むこととする。

1 「いじめ対策委員会」の構成員

校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，学級担任，養護教諭等

2 「いじめ対策委員会」の組織



※定例の「いじめ対策委員会」は，原則として学期に1回程度開催する。

※いじめ事案の発生時は，緊急対応会議を開催し，事案に応じて調査・対応を行う。

Ⅲ 未然防止

いじめ問題においては，「いじめが起こらない学級・学校づくり」といった未然防止に取り

組むことが最も重要である。未然防止の基本は、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て、児童が規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことにある。児童に満足感と開かれた心を育むといった視点をもって「授業づくり」「集団づくり」を行うならば、問題が発生しても、それがいじめへとエスカレートすることは減少する。

校内に「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードとした学校づくりを進め、すべての児童に集団の一員としての自覚や満足感、自信を育み、互いに認め合える人間関係・学校風土を作り出すために、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画・実施する。

1 校内の指導体制

(1) 学校全体での取り組み

○いじめを許さない意識づくり

・たとえ軽微ないじめであっても、絶対に容認しないという姿勢を日頃から学級や児童会・全校集会などで児童に訴え、共有していく。

○定期的な情報交換

・定例の職員会議に情報交換の場を設定し、全職員の間から見た児童の様子や指導上の問題や気づいた点などを交流し、問題の把握と指導・対応の共通理解を図る。

○相談できる環境づくり

・定期的にアンケート調査を行うだけでなく、積極的な個人面談の実施、児童からの相談を待つといった受け身の姿勢を改め、児童の様子や表情を見る中で、気がかりな点については積極的に声かけを行い、児童の思いを引き出すなど、児童との接点を持つことを心がける。

○学校開放日等の呼びかけ

・保護者や地域住民、関係諸機関に学校や児童をより良く理解してもらうためにも、学校開放日や諸行事の案内を知らせ、参観や参加を広く呼びかける。

○支援体制づくり

・校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学級担任・養護教諭等で構成する「いじめ対策委員会」を機能させ、問題の調査と原因の把握に努め、情報の共有や対応の方向性を明確にするなど、支援体制を充実させる。

○気になることは報告・連絡・相談・確認・記録

・教科担当は授業で、養護教諭は保健室で、児童の様子で気になることがあったら学級担任に知らせ、学級担任は授業や学校生活で気になることがあったら、養護教諭、生徒指導主任、教務主任、教頭、校長等へ知らせ、一人で抱え込まない。また、必要に応じて、保護者にその日のうちに必ず報告・連絡し、同時に、相談・確認・記録をこまめに行う。

○指導力の向上

・校内研修を行ったり、校外研修に参加したりするなどして、いじめ防止に向けて教職員の指導力の向上を図る。

○児童主体の活動の推進

・児童会担当の支援を受ける中で児童会本部が中心となり、いじめ防止のための諸活動に取り組む。縦割り遊びや縦割り給食、ゲーム集会や諸行事の取り組みを通して他学年との交流を深め、学校全体でいじめ防止に取り組む、仲間を思いやる心を育てる。

(2) 学級担任としての取り組み

○児童の生活態度の観察・報告・連絡・確認

- ・いじめは、教職員の目の届かないところで起こることが多いので、学級担任は授業だけでなく、休み時間や放課後、家庭での生活にも気を配り、児童の様子の変化に敏感であるとともに、アンテナを高くして児童の行動を観察する。
- ・気になることはすぐに関係職員に報告・連絡・確認する。
- 一人一人が存在感のある学級づくり
 - ・児童一人一人の興味や関心にあった活躍ができる場を、それぞれの活動に応じて設定し、みんなで認め合える雰囲気をつくる。
 - ・間違った答えや意見であっても、大切にす。また、間違った答えや考えに対して、冷やかしかあざけ笑うような言葉や態度があれば、その場で毅然と指導する。
 - ・教師の言動や態度が児童の心に大きく影響することを常に意識し、児童が傷ついたり、いじめに繋がったりすることがないように十分注意する。
- (3) 学級での取り組み～好ましい人間関係を築く～
 - 笑顔あふれる明るい雰囲気づくり
 - ・何よりも教師自身が明るく前向きに生活し、互いにあいさつが出来、笑顔のある明るい雰囲気をつくる。
 - 認め合う
 - ・教職員と児童がより良い人間関係を築くために互いの長所や個性を認め合う態度で接する。
 - 活動意欲の育成
 - ・学級集団の一員としての自覚をしっかりと持たせるとともに、活動の場と活動の充実感を味わわせ、学級内の人間関係を育てる。
 - 道徳教育や特別活動の充実
 - ・活動の繋がりや協働の大切さを特別活動の中で体験させるとともに、思いやりの心を育む道徳教育の充実と、互いに支え合える集団づくりに努める。
 - 情報交換（報告・連絡・相談・確認・記録）
 - ・担任一人だけの問題とせず、校内で互いに共通理解が出来るよう絶えず情報交換を図る。
 - その場での指導
 - ・明らかな「冷やかしかからかい」、「悪口」などに対しては、毅然とした態度で、適切な注意と指導を行う。

2 家庭との連携

校務分掌や学校・学級としての取り組み

- 便りの活用
 - ・保護者から協力を得るためにも、日々の学校の取り組みや児童の様子を学校・学級便りなどで知らせる。
- 生活ノート等の活用
 - ・「連絡帳」、「日記」などを通して、家庭（保護者）・児童とのやりとりを密接に行う。
- 相互理解
 - ・児童に変わった兆候があれば、すぐに保護者に連絡し、相互理解を図る。
- 誠意ある対応
 - ・保護者からの相談や意見・要望には謙虚に耳を傾け、「学校に相談して良かった」と感じてもらえるような誠意ある対応を積み重ねる。

3 関係機関との連携

(1) 関係機関と連携した対応

○窓口の確認

- ・連絡窓口になる職員は生徒指導主任とし、管理職や学級担任との連絡を日頃から密にしておく。

○日頃からの情報交換

- ・いじめ問題への対応について、必要に応じて専門機関・関係機関の紹介や研修機会の提供等支援が受けられるように、県教育委員会、町教育委員会との連携確保に努める。

※県教委版「いじめ・不登校対応必携（教職員用指導書）」より

IV 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員は児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要がある。教職員は児童の些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、子供たちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切である。

1 教職員のいじめに気づく力を高める（チェックカードの活用）

(1) 子供たちの立場に立つ

- ・一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、子供たちの言葉をきちんと受けとめ、子供たちの立場に立ち、子供たちを守るという姿勢が大切である。

(2) 子供たちを共感的に理解する

- ・集団の中で配慮を要する子供たちに気づき、子供たちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めることが求められている。そのためには、子供たちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に子供たちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

2 いじめが見えにくいのは

(1) いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。

例えば、

- ① 無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。

《時間と場所》

- ② 遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態等がある。

《カモフラージュ》

(2) いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている子供には、①親に心配をかけたくない、②いじめられている自分は

だめな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、等といった心理が働く。

(3) ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は、学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があってもでようとしなない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校に連絡するよう依頼する。

3 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子供を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

No.	分類	抵触する可能性のある刑罰法規
1	冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、イヤなことを言われる	脅迫、名誉毀損、侮辱
2	仲間はずれ、集団による無視	刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
3	軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	暴行
4	ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする	暴行、傷害
5	金品をたかられる	恐喝
6	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	窃盗、器物破損
7	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	強要、強制わいせつ
8	パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	名誉毀損、侮辱

4 早期発見のための手だて

(1) 日々の観察 ～子供がいるところには、教職員がいる～

「いるべき時、いるべき場所に、いるべき教師がいる」ことを目指し、子供たちとともに過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。その際、いじめ早期発見のためのチェックリスト（県教委版「いじめ・不登校対応必携（教職員用指導書）」参照）を活用すると有効である。

(2) 観察の視点 ～個と集団の係わりを見る～

成長の発達段階から見ると、子供たちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

(3) 生活ノート ～コメントのやり取りから生まれる信頼関係～

「日記帳」、「連絡帳」などの活用により、担任と子供・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(4) 教育相談（学校カウンセリング） ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気楽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と子供たちの信頼関係の上で形成されるものである。また、必要に応じて、学校カウンセラーによる教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要である。

(5) いじめ実態調査アンケート ～アンケートは、実施時の配慮が重要である～

実態や必要に応じて適宜実施する。いじめられている子供にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法について、記名、無記名、持ち帰り等、学校の実情に応じて配慮することが必要である。

5 相談しやすい環境づくりを進めるために

子供たちが教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がある行為である。いじめている側から「ちくった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払う必要がある。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化する可能性も考えられる。

(1) 本人からの訴えに

○心身の安全を保障する

・日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝える。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーの支援を得て、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保障する。

○事実関係や気持ちを傾聴する

・「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いを持つことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

(2) 周りの子供からの訴えに

○いじめを訴えたことにより、その子供へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受けとめる。

○「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動をたたえ、情報の発信元は、絶対に明かさなことを伝え、安心感を与える。

(3) 保護者からの訴えには

○保護者がいじめに気づいたときに、即座に学校に連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築く。

○問題が起こったときだけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、子供の良いところや気になるところ等、学校の様子についてこまめに連絡を取り合う。

○子供の出来ていないところや苦手なところを一方的に指摘されると、保護者は自分自身の躰や子育てについて、否定されたと感じる事も多い。保護者の気持ちを十分理解し接することが大切である。

6 地域の協力を得るために

学校と子供たちの教育に関わる地域団体と情報交換，協議できる場を設けるなど地域ネットワークづくりを行い，いじめ問題への対応等の学校教育活動について情報提供し，地域における「子ども見守り活動」などの教育支援を求めることも必要である。

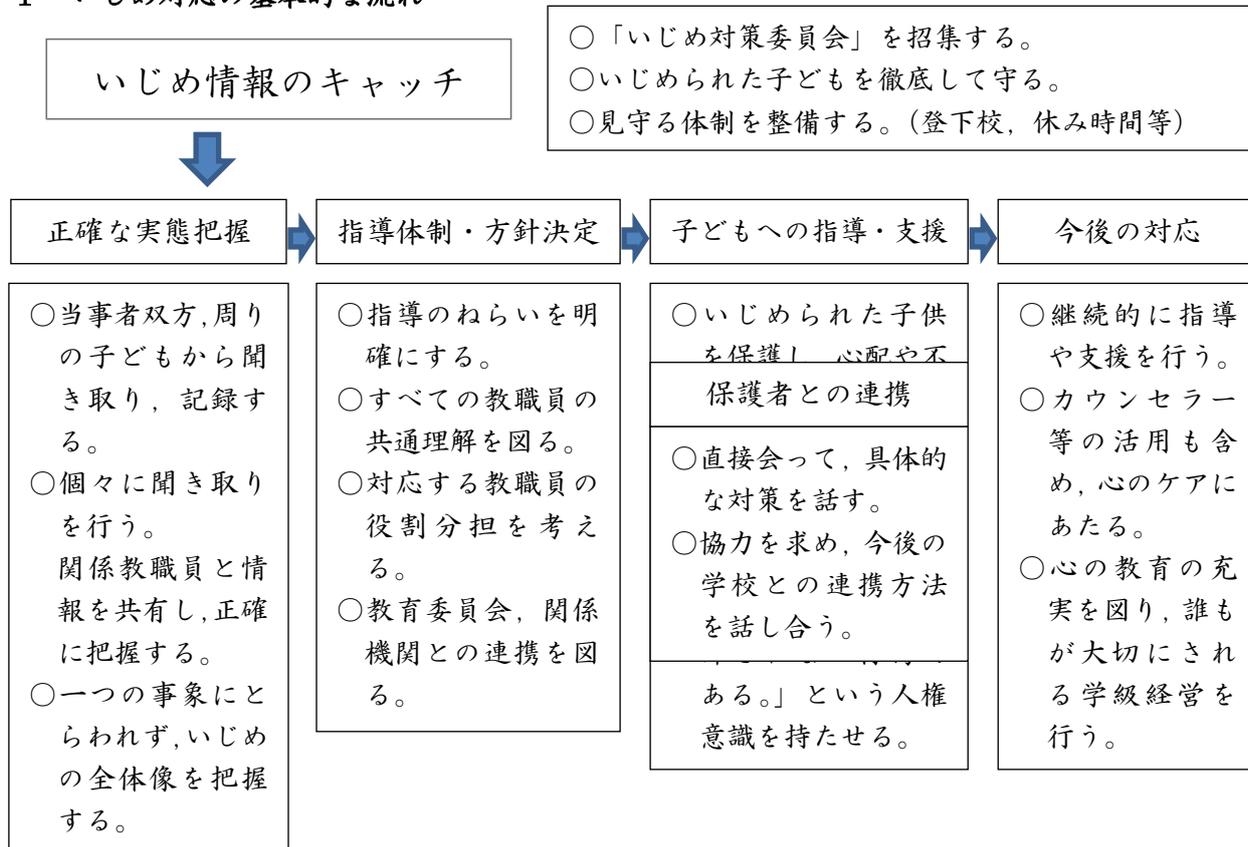
民生委員や児童委員，学校評議員，地区育成会，スポーツ少年団等の地域の各種団体から気になる言動があればすぐに学校に連絡が入るように，体制づくりに努めることが大切である。

V 早期対応

いじめの兆候を発見した時は，問題を軽視することなく，早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている子供たちの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い，解決に向けて一人で抱え込まず，学級及び学校全体で組織的に対応することが重要である。

また，いじめの再発を防止するため，日常的に取り組む実践計画を立て，継続的に見守る必要がある。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は，そのときに，その場で，いじめを止めるとともに，いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて，直ちに学級担任，いじめ対策委員会担当職員に連絡し，管理職に報告する。

(1) いじめられた子供・いじめを知らせた子供を守り通す

○いじめられていると相談に来た子供やいじめの情報を伝えに来た子供から話を聞く場

合は、他の子供たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている子供といじめている子供を別の場所で行うことが必要である。

- 状況に応じて、いじめられている子供、いじめ情報を伝えた子供を徹底して守るために、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめられている子供から聴き取るとともに、周囲の子供や保護者など、第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

《把握すべき情報例》

- ◇誰が誰をいじめているのか…【加害者と被害者の確認】
- ◇何時、どこで起こったのか…【時間と場所の確認】
- ◇どんな内容のいじめか …【内容】
どんな被害を受けたのか
- ◇いじめのきっかけは何か …【背景と要因】
- ◇いつ頃から …【期間】
どのくらい続いているのか

要注意

子供の個人情報はその取り扱いに十分注意すること

3 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめられた子供に対して

☆子供に対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

☆保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受けとめる。
- 継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭での子供の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するように伝える。

いじめを訴えた保護者から不信感をもたれた教職員の言葉

- ・お子さんにも悪いところがあるようです
- ・家庭での甘やかしが問題です
- ・クラスではいじめはありません
- ・どこかに相談に行かれたらどうですか

(2) いじめた子供に対して

☆子供に対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、子供の背景にも目を向けて指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを確認させる。

☆保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた子供や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 子供の変容を図るため、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言を行う。

平素の連携がないため、保護者から発せられた言葉	・いじめられる理由があるのだろう ・学校がきちんと指導していれば… ・ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか
-------------------------	--

(3) 周りの子供たちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは絶対許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることであると理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料を基にいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4) 継続した指導

- いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた子供の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた子供、いじめた子供双方にカウンセリングを行い、カウンセラーや関係機関の活用も含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取り組みを強化する。

*いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月以上，必要に応じて長期）
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

4 ネットいじめの発見と対応

インターネットの匿名性が高く，一つの行為がいじめ被害者にとどまらず学校，地域社会に多大な影響を及ぼす等の特殊性による危険を十分理解した上で，ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し，情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。未然防止には，子どものパソコンや携帯電話，スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取り組みを行う必要がある。児童や保護者に対し，インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握と，それを踏まえた対応 対策の周知を図るとともに，状況に応じて関係機関との連携を図るなど連携を深めるよう努める。早期発見には，保護者との緊密な連携が不可欠である。

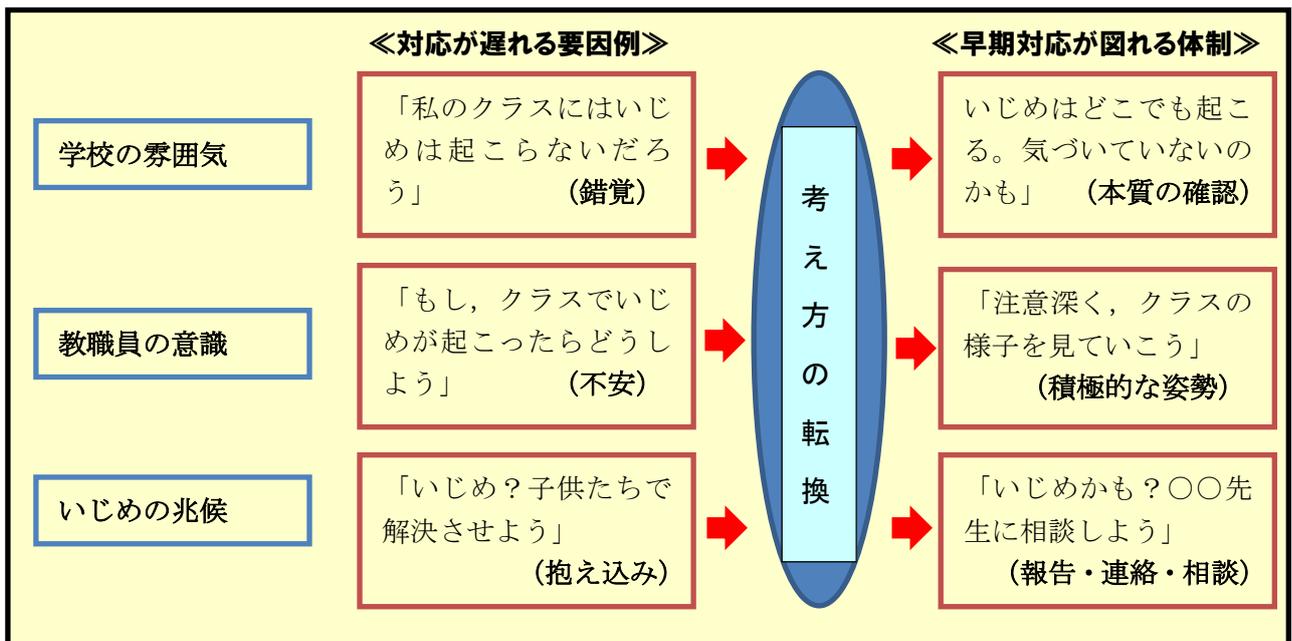
5 重大事態の発生と調査

いじめの重大事態については，本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

・児童生徒や保護者から，いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき，その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても，重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童や保護者からの申立ては，学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから，調査をしないまま，いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

6 迅速に対応するために

迅速な対応が遅れる場合の一例である。考え方の転換を図り，より迅速な対応が図れるよう，平素から日常的な組織作りと活用に努める。



VI その他の留意事項

1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが必要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、すべての教職員で共通理解を図る必要がある。

【さ】・・・最悪を想定して	<×さっさと>
【し】・・・慎重に	<×自分だけで>
【す】・・・素早く	<×素通りして>
【せ】・・・誠意を持って	<×専門家に任せきり>
【そ】・・・組織的に	<×素知らぬふりで>

2 校内研修の充実

年度始めや必要に応じて、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図る

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。

VII いじめ防止指導計画の作成

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的・計画的に取り組む必要がある。そのため、年度始めに組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組んでいく。

計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童への指導、保護者や地域との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進していく。

《年間指導計画》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議等	事案発生時、緊急対応会議の開催					
	いじめ対策委員会 指針方針 指導計画確認	PTA総会等による 保護者向け啓発			教職員研修	いじめ対策委員会 2学期以降の計画
防止対策	学級づくり、人間関係づくり					
	2年 道徳 ともだち おもい 3年 道徳 わかりあえる友 4年 道徳 なかま	1年 道徳 力を合わせて	縦割り給食	縦割り遊び 3年 道徳 友だちっていいな		1年 道徳 みんな なかよく
早期発見			いじめ アンケート			
			教育相談期間			

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議等	事案発生時に、緊急対応会議の開催					
						いじめ対策委員会 本年度のまとめ 来年度の課題検討
防止対策	学級づくり、人間関係づくり					
		縦割り給食 5年 道徳 お互い を大切にしながら	縦割り遊び 6年 道徳 本当の友情とは		縦割り給食 縦割り遊び	2年 道徳 いじめる心
早期発見			児童・保護者 アンケート (学校評価)		いじめ アンケート	
		教育相談期間				